

令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」交付要綱

(趣旨)

この要綱は、栃木県内での宿泊を伴う教育旅行等を取り扱う旅行会社に対して、当該教育旅行等の経費の一部を助成するために必要な事項を定める。

(目的)

第1条 当事業は、栃木県の「安全安心な教育旅行推進事業」における助成金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い落ち込んだ観光需要回復のため実施する「安全安心な教育旅行推進事業」について、業者選定手続きに係る期間において、当該受付業務を実施し、春の修学旅行の機会損失を防ぎ、本県教育旅行の需要回復を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業又は第三種旅行業の登録を受けている旅行会社で、下記第3条の助成要件を全て満たす旅行を取り扱う旅行会社（営業所、支店等）（以下、「対象事業者」という。）とする。

(助成要件)

第3条 以下の要件を全て満たす旅行とし、事前に「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業」事務局（以下「事務局」という。）に助成金を申請し、承認を得た旅行を対象とする。

(1) 下記の内容を伴う旅行であること。

ア 小・中・高・特別支援学校等の教育旅行であること。

イ 令和3(2021)年5月1日～令和4(2022)年3月30日までに栃木県内に宿泊するアに掲げた旅行であること。

(2) 下記に定める条件を全て満たす旅行であること。

ア 対象期間に栃木県内に1泊以上宿泊し、県内での食事（昼食）、土産屋立ち寄りを行程に取り入れること。

イ 宿泊施設、飲食施設については、栃木県の新型コロナ感染防止取組宣言を行っている施設を利用することを条件とする。各施設における宣言内容及び具体的な取組を事前に確認し、旅行会社の視点により感染防止対策に不足があると思慮される場合は、当該施設にアドバイスをを行うこと。また、確認した内容を学校及び事務局に報告すること。

ウ 上記イで確認した内容に不備や虚偽が判明した場合は、旅行会社の確認不足と判断し、申請を棄却することがある。

エ バス乗車の度に手指消毒、マスク着用、車内での飲食及びカラオケの禁止、定期的な車内の換気を徹底すること。

オ 学校及び保護者に対して、本事業及び栃木県の新型コロナ感染防止対策の取組をPRすること。

カ 申請期日（旅行出発日の10日前）までに必要書類を事務局に申請した対象事業者であること。

キ 県環境森林部資源循環推進課の行う「エコたび栃木プロジェクト」のPRを学校に対して行うこと。ただし、当該事業の対象は小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部のみであり、応募が定数に達している場合は、この限りではない。

(受付期間)

第4条 令和3年4月1日～令和4年3月10日までとする。なお、旅行実施日を問わず、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

(助成額)

第5条 貸切バス1台につき60,000円（税込）、貸切バス1台あたりの経費が60,000円（税込）に満たない場合は、バス経費の総額を超えない額とし、予算の範囲内で助成する。ただし、60,000円のうち、30,000円以上を消費者（学校）に還元すること。

(交付申請)

第6条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行出発日の10日前までに令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」交付申請書』（様式第1号）に旅程表（任意書式）、誓約書（様式第2号）、宿泊予約確定証明書（様式第3号）及び食事施設予約確定証明書（様式第4号）を添付の上、事務局に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 事務局は、前条の申請に係る書類を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」交付決定通知書』（様式第5号）（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。予算の制約により、助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、交付決定通知書により通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合または申請を取り下げる場合は、速やかに令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」変更・中止承認申請書』（様式第6号）を事務局に提出し、事務局の承認を受けること。ただし、行程の変更等、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第9条 申請者は、旅行終了日から起算して7日以内に、令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」実績報告書』（様式第7号）に最終行程表、利用貸切バスの利用台数及びバス経費が確認できる書類を添付の上、事務局に提出しなければならない。

(助成額の確定通知)

第10条 事務局は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成額を確定し、申請者に令和3年度「とちぎ安全安心な教育旅行推進事業助成金」交付額確定通知書』（様式8号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定に基づき、助成額の確定を受けた申請者は、「請求書」（様式9号）を事務局に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第12条 事務局は、前条の請求書受理後、申請者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

(交付の取消)

第13条 事務局は、助成の決定又は助成を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、既に交付した助成額を全額返金させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 各手続に必要とされる書類が期限内に提出されない場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、栃木県と別途協議の上定める。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。